

道医師国保組合のお知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響する場合がありますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届出		届出用紙	届け出が必要なとき	
資格喪失	組合員（医師）	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員（医師）世帯全員用】 様式第16号①	○他の医療保険に加入したとき ○北海道医師会を退会したとき ○医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき ○道外に住所を変更したとき ○死亡したとき など	
	准組合員（従業員）	被保険者資格喪失届 【准組合員（従業員）世帯全員用】 様式第16号②	○組合員の管理する医療機関を退職したとき ○他の医療保険に加入したとき ○組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき ○死亡したとき など	
	家族	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③	○他の医療保険に加入したとき（就職等） ○組合員（又は准組合員）と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離） ○死亡したとき など	
資格取得	従業員（准組合員）	被保険者資格取得届 【従業員（准組合員）新規用】 様式第15号②	○組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く） など	
	家族	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③	○組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併） ○他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等） ○子どもが生まれたとき など	
住所・氏名の変更		住所・氏名変更届 様式第17号	○組合員（又は准組合員）の住所が変更になったとき（転居、住居表示変更等） ○氏名が変更になったとき（婚姻等による名字変更、字体変更等） など	
家族の 修学にとまなう転居 （修学中の住所地特例）		第116条該当・非該当届 様式第20号	該当	○遠隔地で修学するために組合員（又は准組合員）と住民票上の別世帯になったとき ○該当を届け出ている家族が遠隔地で進学したとき など
			非該当	○該当を届け出ている家族が、組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（修学終了による転入、組合員（又は准組合員）の住所変更等）など

【提出先・届出用紙の備付】

所属支部＝組合員（医師）が所属している医師会（郡市医師会・医育機関医師会）

*届出用紙は組合ホームページ（<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>）からも入手できます。

【必要書類等】

各届出用紙に記載がありますのでご確認ください。必要書類等をすべて添付のうえ、提出してください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合 担当：業務係（資格） TEL 011-271-7471